

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2019.1)

ほぼ全ての中小企業を、審査請求料、特許料等の
軽減対象とする法改正

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。
今年最初の知財ニュースは、法改正によって、ほぼ全ての中小企業が審査請求料等の特許費用の軽減対象となることを、取り上げたいと思います。

(1) 不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日を平成31年4月1日とします。

(2) 不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

ア. 特許料等の軽減対象者と軽減率を下記のとおり定めます。

(ア) 中小事業者、特定中小事業者、試験研究機関等（大学、大学の技術移転を行う事業者、試験研究独立行政法人等）：1/2 軽減

(イ) 小規模企業（従業員20人以下）、ベンチャー企業（設立10年未満）：2/3 軽減

(ウ) 福島復興再生特別措置法に係る事業を行う中小事業者：3/4 軽減

イ. 特許料等の軽減措置の拡充により特許特別会計において恒常的に歳出が歳入を超過することが予想されたため、収支相償となるよう、審査請求料の基本料金を 20,000 円値上げします。ただし、新たな審査請求料は、本政令の施行後にする特許出願から適用します。

改定後：138,000 円 + 請求項×4,000 円

出典：経済産業省ホームページ

昨年末の12月28日に、第196回通常国会において成立した「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の一部を施行する関係政令が、閣議決定されました。

この「不正競争防止法等の一部を改正する法律」では、上のホームページの記載にあるように、特許料等の軽減対象を、中小事業者（中小企業）に広げています。

ここで「中小事業者」とは、業種によって異なりますが、製造業においては、「資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業に属する事業を主たる事業として営むもの。」（特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十条一号イ）とされており、一般的に中小企業と認識される企業は、全て該当すると思います。

手続きは、所定の書面を提出することで行います。施行日である4月1日までに、特許庁HPに書面雛形がアップされると思いますので、チェックするようにして下さい。

ただし、この施策では、中小・ベンチャー企業の特許出願意欲は促進されないと思います。それは、中国のように代理人費用も含めた特許出願費用を補助するものでないと、特許出願する最初のハードル（費用）が高すぎるため、その後の手続き費用等を軽減しても、あまり意味がないからです。

さらに、今回は、同時に、審査請求料の基本料金を20000円値上げすることも行なわれます。これは、大手企業にとっては、逆に権利化費用が増加し、出願件数を減らす方向に意識が向きます。

こうしたことから、今回の施策は、個人的には、出願件数を増加させるためには疑問のある施策だと思っています。もっとも、対象企業として施策を利用できる企業においては、できるだけ活用されるべきだと思います。

以上